

民主青年新聞

DEMOCRATIC YOUTH NEWSPAPER

みどころ

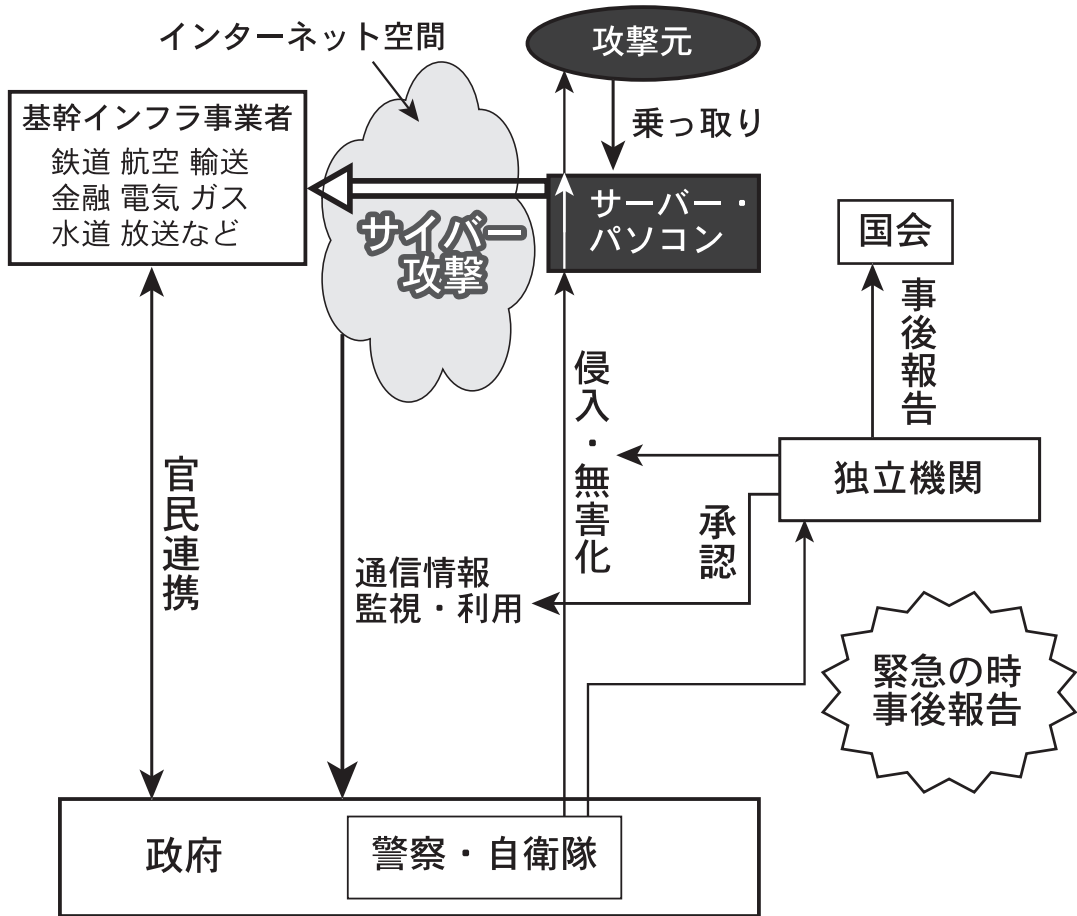
被爆者の経験と思いを「自分ごと」に 6、7面
「戦後国際秩序」の破壊を試みるトランプ米大統領 10、11面
次号は5月26日付になります

▶ ホームページ www.dylj.or.jp ▶ Eメール minsins@dylj.or.jp

日本に戦争を呼び込む危険

能動的サイバー法案

「能動的サイバー法案」のしくみ



「しんぶん赤旗」(2月16日付)を基に作成

「能動的サイバー法案」とは？

「能動的サイバー法案」とはなんですか。
この法案の特徴は大きく三つあります。

能動的サイバー防御法案(能動的サイバー法案)が4月8日に衆議院を通過しました。この法案の目的と危険性について、意見書を出している自由法曹団の宇部雄介弁護士に話を聞きました。
(栗山さつき記者)

一つ目、政府が基幹インフラ事業者(ガス・電気・水道などの生活基盤に關する事業者のこと)に対し、サイバー攻撃にあつた、もしくはその疑いがある場合に報告や資料提出などの義務を課し、対応しない場合罰金が課されます。二つ目、平時から政府が誰と誰が通信をしているのか監視することです。三つ目、サイバー攻撃の被害を受けたサイバー攻撃も「無害化措置」の対象であることが述べられています。いま日本政府はアメリカ政府の要望にこたえる形で大軍拡を進め、戦争国家つくりを具体化していますが、今回の法案もその一環です。

経済・個人への介入

一つ目の特徴である基幹インフラ事業者に対する報告義務化にはどのような問題があるのでしょうか。政府が事業者に対して罰則を課するというのは、政府が横暴を行うきっかけを与えてしまふことにつながっています。そういう流れを許す自体が経済活動に対して権力の介入をしていく余地を広げていくことになりま

「プライバシー権」と「通信の秘密」の保護はなぜ大切なのでしょうか？
プライバシー権とは幸福追求権を保障するための重要な権利として認められてきました。幸福追求権とは日本国憲法13条にも規定があります。個人の領域に他者を無断で立ち入らせない。自由であるということに加えて、自分に関する情報や国家が持っている情報も含めてコントロールする権利が含まれていると近年はわれています。

サイバー攻撃も、軍事的な攻撃と見なされるのですか？
サイバー攻撃のみであっても、例えば物理的手段による攻撃と同じぐらいの深刻な被害が発生するようなサイバー攻撃があった場合や、さらに組織的計画的に行われている場合、日本側が「自衛権が行使できる」「武力でもって反撃できる」と政府は明言しています。

二つ目の特徴には個人情報監視が挙げられています。取得した情報の消去を確保する制度はありません。そのため、情報が不当に収集され、流用されるおそれがあります。また、取得した情報は協定を通じて取得した情報は目的外利用の範囲に制限がないため、警察や自衛隊が自らの業務へ使用しないとも限りません。そのため、情報が悪用される可能性があります。実際過去には、警察が風力発電事業に反対する市民の個人情報収集し民間企業に提供した「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす

「通信の秘密」は憲法21条の表現の自由の部分で保障されるべき権利として掲げられています。通信、はがき、手紙、電信、電話などすべての方法による通信は一種の表現行為である、表現行為だからその自由を保障する、というのがこの条文の意味です。通信の中心身でなく、通信利用の情報(差出人・受取人氏名、通信の日時、数など)のみであつても保障されるべき部分です。

政府は、「どのようなサイバー攻撃が武力攻撃にあたるのか」については「個別に判断せざるを得ない」と言いつつ、一つの例としてアメリカが武力行使として見なすものとして「原子力発電所のメルトダウンを引き起こすもの、人口密集地域の上流のダムを解放し決壊をもたらし、航空管制システムの不具合をもたらし航空機の墜落につながるもの」を挙げ

「世の中の秩序が高まるなら問題ない」と考える人もいますが、航空管制システムの不具合をもたらし航空機の墜落につながるもの」を挙げ

「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす

「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす

「世の中の秩序が高まるなら問題ない」と考える人もいますが、航空管制システムの不具合をもたらし航空機の墜落につながるもの」を挙げ

「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす

「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす

「大垣事件」が起き、この行為自体をその後違法とす